

定 款

公益社団法人 杉 並 青 色 申 告 会
制 定 平成 22 年 3 月 19 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人 杉並青色申告会(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、個人納税者の納税道義の高揚と権利の擁護を図ると共に、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 申告納税制度の推進と納税道義の高揚に資する事業
- (2) 納税者の利便と税務行政の合理化、効率化に資する事業
- (3) 事業者の経営と生活の安定に資する事業
- (4) 納税環境の整備に資する事業
- (5) 地域社会の発展に資する事業
- (6) 組織の維持、拡大、発展に資する事業
- (7) 会員の福利厚生、親睦及び利便に資する事業
- (8) 友誼団体との連携及び協調に資する事業
- (9) その他前各号に定める事業に関連する事業

2 前項に定める事業は、杉並区及びその周辺において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この法人に、次の種類の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 準 会 員 この法人の目的を賛助するために入会した正会員以外の個人及び法人。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定める所定の申込手続きによ

り、任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び社員総会の決議に従う義務を負う。

(経費の負担)

第 8 条 会員は、この法人の必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める所定の退会手続きをすることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第 8 条の支払義務を 18 箇月以上履行しなかったとき
- (3) 総社員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (6) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 前条の規定により会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

第4章 社 員

(社 員)

第13条 この法人の社員は、概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙は各支部ごとに行い、代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項に定める代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度4月に実施し、その後の事業年度終了後3ヶ月以内に開催される定時社員総会終了後就任するものとし、その任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。なお、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 6 各支部は、代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなったときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が、補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の日までとする。

- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
 - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 10 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

第5章 社員総会

(構成)

第 14 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 社員総会は、定時社員総会とし毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会招集の請求が理事にあったときは、社員総会を開催する。

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長

が召集する。

- 2 会長は、前条第 2 項の規定による社員総会開催の請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 会長が社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の定めにかかわらず、会長は、出席した社員の中から議長を指名することができる。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

- 2 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。
- 3 前項の場合における前条及び次条の規定の適用については、その社員は、出席したものとみなす。

(決 議)

第 21 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、表決に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録等)

第 22 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第6章 役員等

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上 30名以内
- (2) 監事 5名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち8名以内を副会長とする。なお、必要と認める場合は、専務理事1名を置くことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、第3項の副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 副会長及び専務理事は、会長の意見を参考に理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の日常業務を執行し、事務局を統括する。
- 5 会長及び第23条第4項に定める業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。なお、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、前各項に定められた事項の他、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補充として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、定款第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任され者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

この場合の支給の基準については、社員総会の決議により、別に定める。

(名誉役員)

第 30 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長及び若干名の名誉顧問、顧問、相談役（以下「名誉役員」という）を置くことができる。

- 2 名誉役員の選任は、会長の推薦により理事会が決議し、会長が委嘱する。
- 3 名誉役員の解任は、会長の意見を参考に理事会が決議する。
- 4 名誉役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 名誉役員は、会長又は理事会の諮問に応え、会長又は理事会に対し意見を述べるることができる。
- 6 名誉役員は、無報酬とする。ただし、名誉役員の中名誉顧問には、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 7 名誉役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により、別に定める。
- 8 名誉役員の委嘱等に関するの基準は、社員総会の決議により別に定める。

第 7 章 会 議

(理事会)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開 催)

第 33 条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事又は監事から、法令の定めに従って開催の請求があったとき
- (3) 理事又は監事が、法令の定めに従って招集したとき

(招 集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、第 26 条第 3 項に定める業務執行理事が招集する。

2 会長が理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対し書面をもってその通知を発しなければならない。ただし、前条第2号に該当することにより理事会を招集するときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の定めにかかわらず、会長は出席理事の中から議長を指名することができる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録等)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面によって議事録を作成する。

2 出席した会長(会長の出席がなかったときは出席した理事)及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

(常任理事会)

第39条 この法人に、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

3 事務局長及びその他の者で会長が認めた者は、常任理事会に出席し求めに応じ意見を述べることができる。

(任務)

第40条 常任理事会は、次の事項を協議し、諮問に対する答申等を行う。

(1) 理事会に付議する重要な事項を協議すること。

(2) 理事会から会長に委任された業務執行の決定にあたり、会長からの諮問に対し、答申すること。

(3) 会長が業務を執行する際に、その執行に関する重要事項を協議すること。

- 2 常任理事会の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会において定める常任理事会運営規則による。

第8章 委員会等

(委員会)

第41条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会長の意見を参考に理事会が選任及び解職する。
- 3 委員会の名称、職務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会運営規程による。

(支部)

第42条 この法人の事業を推進するため、必要な地域に支部(以下「地域支部」という。)を設置する。

- 2 支部長は、地域支部の推薦を参考に理事会が選任及び解職する。
- 3 地域支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部運営規程による。

(部会)

第43条 この法人の事業を推進するため、必要に応じ部会を設けることができる。

- 2 部長は、部会の推薦を参考に理事会が選任及び解職する。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める部会運営規程による。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。

(組織)

第45条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第10章 財産及び会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 第 1 項に定める書類については、当該事業年度の末日までの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。なお、当該書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項各号に定める書類は、毎事業年度の経過後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 第 1 項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 49 条 会長は、公益社団法人及び公益法人財団の認定等に関する法律(以下「認定法」という)施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(基 金)

第 50 条 この法人は、法人法第 131 条に規定する基金を引き受ける者の募集をすること

ができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会において、総社員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 52 条 この法人は、社員総会において、総社員の 3 分の 2 以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(合併等)

第 53 条 この法人は、社員総会において、総社員の 3 分の 2 以上の決議、その他法令で定められた事項により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 54 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 情報公開、個人情報の保護及び公告の方法

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する法律(以下「整備法」という)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿のとおりとする。
- 4 この法人の最初の会長は、高橋新一郎とする。
- 5 この法人の公益法人の設立登記の日に就任する業務執行理事は、次のとおりとする。

副会長	笠 原 寛
同	鶴 見 日出夫
同	龍 前 一 榮
同	大 澤 保 之